

大阪狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

大阪狭山市教育委員会

はじめに

本計画は、大阪狭山市立学校の教育職員が、より健康で意欲的に教育活動に取り組める環境を整備し、その結果として子どもたちへの教育の質を向上させるための道標として定めるものです。

1. 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立学校の教育職員の長時間勤務が深刻な実態にあるという認識に基づき、持続可能な学校教育を実現するための働き方改革を推進することを目的としています。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）に基づき公示された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号。以下「文科省指針」という。）に即し、令和2年4月に大阪狭山市教育委員会が策定した「大阪狭山市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉の確保を図るために策定するものです。

本計画を通じて、教育職員の「心身の健康」や「子どもたちと向き合う時間」、「誇りとやりがいをもって勤務できる環境」を確保し、大阪狭山市の子どもの豊かな学びと成長を支える質の高い学校教育の維持向上をめざします。

(2) 本市の現状

本市教育委員会では、従来より教育職員の在校等時間の客観的な計測を進め、長

時間勤務の是正に取り組んできました。

○在校等時間の状況（令和6年度実績）

教育職員全体の年間平均時間外在校等時間は 27.3 時間（月平均）であり、国が令和11年度の目標とする30時間程度を下回っています。しかし、中学校の年間平均は 35.0 時間（月平均）と依然高く、特に年度当初（4月）には、長時間労働の目安である月 45 時間を超えて時間外勤務をした教育職員が小学校は約 25%、中学校では約 47% に達しています。

また、令和6年度に1箇月間の時間外在校等時間が過労死ラインと言われる 80 時間を超えた教育職員は小学校で延べ 17 人、中学校で延べ 43 人となっており、早急にこれらの長時間勤務を解消する必要があります。

○教育職員が認識する業務上の課題（令和7年8月実施アンケート結果より）

「業務量が多い」と感じているのは、小学校・中学校ともに、会議（52%）、保護者対応（43%）、授業準備（40%）でした。また、中学校では部活動指導（50%）が負担として挙げられています。

また、働き方改革を進めるうえで、最も重要だと考えられているのは、「業務の適正化・見直し」と「専門性に応じた多様な人材との連携」であり、教育職員の負担を減らす具体的な施策が強く求められています。特に、外部人材の配置を求める意見が多数ありました。

加えて、45 分の休憩時間が十分に確保できていない現状があり、是正を求める意見もありました。

2. 計画の期間と目標

（1）計画の期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）とします。

（2）時間外在校等時間に関する目標

文科省指針を参照し、教育職員の時間外在校等時間について上限時間の範囲内（1箇月 45 時間以内、1年間 360 時間以内）とすることをめざし、以下の数値目

標を設定します。

項目	成果目標	令和6年度実績 (月平均)	期間目標 (令和11年度達成目標)
時間外在校等 時間の縮減 (1月あたり)	45時間以下の割合	82.3%	100%
	平均時間	27.3時間	25時間

※学校事故やいじめ等、生徒指導上の重大事態の発生により、臨時的に業務を行わざるを得ない場合の上限時間（1箇月100時間未満、年間720時間以内）に該当する教育職員も極力減らすことをめざします。

（3）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮等により、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざします。
- ・教育職員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備します。

項目	令和6年度実績	期間目標
年次有給休暇の 平均取得日数	15.7日	16日以上
働きがい等に関する肯定的な 回答の割合（アンケート）	データなし	50%以上

3. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（1）「業務の3分類」に基づく業務の見直し

分類	具体的な取組み	方策等
学校以外が 担うべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等による対応 ・弁護士等の専門家を活用できる体制の構築
教員以外が積極的に 参画すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の部活動 ・プールの施設・設備の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行（展開）の推進 ・民間委託の推進
教員の業務だが、 負担軽減を 促進すべき業務	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動や対応に苦慮する事案等 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の配置 〔スクールカウンセラー〕 〔スクールソーシャルワーカー〕

	<ul style="list-style-type: none"> ・指導要録等の作成やテストの採点 ・教育活動の充実 ・授業準備、成績処理の支援 	<p>[カ一等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムや、採点支援システムの活用 ・コミュニティ・スクール、地域学校協働活動による教育活動の充実 ・印刷業務等の補助的な業務についてスクール・サポート・スタッフの活用等
--	---	---

(2) 学校における措置の推進

① 教育課程の見直し

標準授業時数を大幅に上回って編成している場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直します。

② 日課表の工夫

放課後の児童生徒の活動時間を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定する等の工夫を行います。

③ 校務DXの加速化

デジタル技術を活用した校務の効率化を推進し、校務DXチェックリストに基づく自己点検の達成状況を改善します。

④ 外部電話対応の抑制

勤務時間外の電話は音声応答にて対応します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守とともに、以下の内容に取り組みます。

① 客観的な在校等時間の把握

教育職員が在校している時間は、タイムカード等により客観的に計測します。計測した時間は適切に管理及び保存します。

② 医師による面接指導の実施

1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を促します。

③ ストレスチェックの実施

実施率を 100%にし、実施後の分析結果等も活用して職場環境改善の改善を推進します。

④ 定時退庁の推進

各校が毎週水曜日を含む月 4 回以上の定時退庁日を設定、推進します。

⑤ 休憩時間の確保

授業終了後に休憩時間をまとめて設定したり、個人の休憩時間を分割して設定する等の工夫した取組みを推進します。

⑥ 夏季休業中における学校閉庁日の設定

まとめた日数を連続して休暇取得できるよう、毎年 8 月 10 日から 8 月 16 日を基準とした 7 日間の学校閉庁日を設定します。

⑦ 勤務間インターバルの確保

終業から始業までに、一定時間以上（概ね 11 時間）の継続した休息時間を確保します。

【学校事故やいじめ等、生徒指導上の重大事態の発生により臨時的に業務を行わざるを得ない場合を除きます。】

4. 関連する取組み及び今後のフォローアップ

（1）関連する取組み

① 教育職員の資質向上

教育職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、教育職員の長時間勤務の削減につなげ、さらなる学校教育の質の向上を図ります。

② 家庭・地域との連携

地域学校協働活動等の実施により、学校活動への地域の参画を推進し、教育職員の負担軽減に資する環境を構築します。

（2）今後のフォローアップ

① 客観的な状況の把握

計測した在校等時間に基づき、教育職員の勤務状況を把握し、計画の実効性を

確保します。

② 取組み状況の検証及び見直し

本計画を踏まえた各校における取組みの実施状況を把握したうえで、その状況を踏まえつつ、時間外在校等時間の長時間化を防ぐための業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組みについて各校へ指導助言します。

③ 指導及び支援の実施

本市教育委員会において、本計画の内容に照らして課題が見られる学校に対しては、聞き取りや指導等を実施し、速やかに状況が改善されるよう個別の支援を行うとともに、外部専門家との連携や校務のDX化を推進します。